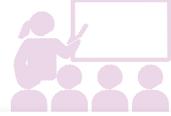


いそど
みんなで彩る
かかみがはら
にじいろプラン

—概要版—





策定の趣旨



この度、性別に関わらず、誰もがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、みんなで輝ける社会を実現するという思いを込めて、タイトルを「みんなで彩る かかみがはら にじいるプラン」とする第5次各務原市男女共同参画基本計画を策定しました。

なお、本プランの計画期間は令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間とします。

プランの位置づけ

根拠法

- 男女共同参画社会基本法
- 女性活躍推進法
- DV防止法
- 女性支援新法
- LGBT理解増進法



プランの基本理念と基本目標

基本理念

誰もが互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を、本市では「男女が共に輝く都市づくり」と表現し、その実現を目指します。実現にあたっては、市、市民及び事業者の協働により、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第3条に示された6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

「各務原市男女が輝く都市づくり条例」に掲げる基本理念

- 1 性別による差別的取り扱いの禁止と個人としての人権の尊重
- 2 固定的な役割分担や慣行にとらわれない、多様な生き方の選択及びその尊重
- 3 社会のあらゆる分野における市、市民、事業者との協働
- 4 あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保
- 5 家庭生活における活動と、他の活動の両立
- 6 男女の生涯にわたる健康の確保及び女性の妊娠、出産、その他の健康の維持

基本目標

基本理念の実現に向けて、本プランでは次の3つの基本目標を掲げます。





誰もが活躍できる社会づくり



誰もが活躍できる社会づくりには、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、多様な視点を取り入れていくことが必要です。

そのために、市における各種委員会や審議会での女性登用や女性管理職の積極的採用、企業や団体に対する女性のエンパワーメント※1の啓発を行います。

また、職業生活と家庭生活との両立を図るため、多様で柔軟な働き方の推進や男性の意識醸成により、男女がともに家事や育児などの家庭責任を分担し、ワーク・ライフ・バランス※2の実現に向けた環境の整備を行います。

※1 女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

※2 誰もが、仕事、家庭生活、地域生活など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。



基本施策と施策の方向

基本施策 1	政策・方針決定過程における 男女共同参画の拡大	(1) 市政運営における女性参画の推進 (2) 企業・団体などにおける女性参画の推進
基本施策 2	地域社会における 男女共同参画の促進	(1) 地域活動の推進 (2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大
基本施策 3	家庭における 男女共同参画の促進	(1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進 (2) 子育て支援の充実 (3) 家事・育児・介護における男女共同参画の推進
基本施策 4	働く場における 男女共同参画の促進 女性活躍推進計画	(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進 (2) 女性の就業・起業への支援



市民や事業者などに望まれる役割

市民



- 家事、育児、介護などに男性も積極的に参加し、家事や育児などの家庭責任を分担しましょう。
- ワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルを築きましょう。
- 地域の課題への関心を高め、自治会や防災・防火活動、環境活動などの地域活動へ参加しましょう。

地域



- 地域活動における性別に基づいた不合理な慣行やしきたりを見直しましょう。
- 地域活動の方針決定過程や防災分野において、誰もが参画しやすい方法を検討しましょう。

事業者



- 多様な働き方を推進し、仕事と家庭の両立を果たせるようにしましょう。
- 性別にかかわらず、育児・介護休暇を取りやすい職場環境づくりを進めましょう。
- ポジティブ・アクション(積極的改善措置)により、女性の役職登用を進めましょう。
- 雇用(募集・採用・賃金・配置・昇進など)における性別格差をなくしましょう。



誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり



誰もが安全で安心して暮らしていくためには、互いの個性や多様性を認め、人権を尊重し、ともに相手を思いやる意識を持つとともに、生涯を通じて健やかに暮らせる環境が必要です。

そのために、ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりを進めるとともに、性別による身体的特性の理解促進、生涯を通じた健康及び妊娠・出産などに関する支援を行います。

また、DVやセクハラ等の防止に向けた啓発や教育を推進し、あらゆる暴力やハラスメント^{※3}を抑制するとともに、被害を受けた際の窓口の周知、相談体制や関係機関との連携の強化を行い、安心して相談できる環境を整備します。

さらに、困難な問題を抱える人への支援体制の強化や性の多様性の理解促進に向けた啓発や教育の推進を行います。

※3 属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。

基本施策と施策の方向

基本施策 1	生涯を通じた健康・ 生きがいの支援と 安心できる生活環境の整備	(1) 健康の確保と生きがいの推進 (2) 防犯、防災体制の整備
基本施策 2	暴力を許さない安心して 生活できる環境の整備 DV 対策基本計画	(1) 啓発・教育の推進 (2) 相談体制の整備と連携強化 (3) 安全の保障と自立に向けた支援
基本施策 3	困難な問題を抱える人に 対する支援 困難な問題を抱える女性支援基本計画	(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援 (2) 相談体制の整備と連携強化
基本施策 4	性の多様性の理解促進と 性的少数者に対する支援	(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実 (2) 相談体制の充実 (3) 性の多様性を尊重する環境の整備



市民や事業者などに望まれる役割

市民



- 心身の健康づくりのために健康診査や検診を定期的に受診し、趣味や生きがいを持ちましょう。
- 地域の子どもや高齢者、障がい者など支援が必要な人をできる範囲で見守り、支援しましょう。
- DVやセクハラなどのハラスメントについて男女とも理解を深め、許さない意識を持ちましょう。
- DV被害を受けたり、見聞きした場合や困難を抱えている人は相談機関などへ相談しましょう。
- 性の多様性に関する知識・理解を深め、個性や互いの人権を尊重しながら生活しましょう。

地域



- 性別、年齢に関係なく市民が安心して暮らすため、地域で見守り支え合いましょう。

事業者



- 健康診査や各種検診の受診促進、健康増進を図りましょう。
- セクハラやパワハラなど、ハラスメントを許さない職場環境をつくりましょう。

目標
III

男女共同参画社会への意識づくり



男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス^{※4}）の解消が必要不可欠です。また、具体的な施策や社会的なあらゆる分野において、男女共同参画や女性の視点を取り入れることが重要と考えます。

そのために、子どもの頃からの継続的な学習や人権教育を充実させ、全世代に向けた男女共同参画に関する広報や啓発活動を推進します。

※4 「男は仕事、女は家庭」など、性別による無意識な思い込みのこと。



基本施策と施策の方向

基本施策

1

男女平等の視点に立つ
教育と学習の促進

- (1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実
- (2) メディアにおける人権尊重教育の推進

基本施策

2

市民・事業者の意識改革

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究



市民や事業者などに望まれる役割

市民



- 性別によって能力や役割などを決めつけるのではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重しましょう。
- 不平等な社会通念や慣行・しきたりを見直し、自分の中にも偏見がないか考えてみましょう。
- 子ども達に男女平等や人権の意識を育む教育や保育を行いましょう。

地域



- 地域で広報活動や刊行物の作成を行う際には、性差別につながらない表現に努めましょう。

事業者



- 性別によって役割や担当を決めるのではなく、資質や能力を大切にしましょう。
- 職場における慣行・しきたりを見直していきましょう。
- メディアによる広報・PRの際は、性差別につながらない表現に努めましょう。



プランの体系

目標

基本施策

施策の方向

I

誰もが活躍できる
社会づくり



1 政策・方針決定過程における
男女共同参画の拡大

- (1) 市政運営における女性参画の推進
- (2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

2 地域社会における
男女共同参画の促進

- (1) 地域活動の推進
- (2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大

3 家庭における
男女共同参画の促進

- (1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 家事・育児・介護における男女共同参画の推進

4 働く場における
男女共同参画の促進
女性活躍推進計画

- (1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進
- (2) 女性の就業・起業への支援

II

誰もが安全で安心して
暮らせる社会づくり



1 生涯を通じた健康・
生きがいづくりの支援と
安心できる生活環境の整備

- (1) 健康の確保と生きがいづくりの推進
- (2) 防犯、防災体制の整備

2 暴力を許さない安心して
生活できる環境の整備
DV 対策基本計画

- (1) 啓発・教育の推進
- (2) 相談体制の整備と連携強化
- (3) 安全の保障と自立に向けた支援

3 困難な問題を抱える人
に対する支援
困難な問題を抱える女性支援基本計画

- (1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援
- (2) 相談体制の整備と連携強化

4 性の多様性の理解促進と
性的少数者に対する支援

- (1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 性の多様性を尊重する環境の整備

III

男女共同参画社会
への意識づくり



1 男女平等の視点に立つ
教育と学習の促進

- (1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実
- (2) メディアにおける人権尊重教育の推進

2 市民・事業者の意識改革

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究

主な事業

①各種委員会・審議会への女性の登用率の向上 ②管理職への女性の積極的採用 ③女性登用後のサポート体制の強化

①女性のエンパワメントの啓発・促進 ②女性リーダー育成のための援助

①地域活動における男女共同参画の推進 ②まちづくり活動における男女共同参画の推進

①防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進 ②防災活動の現場における女性参画の推進

①ワーク・ライフ・バランスの周知 ②働き方改革の推進 ③多様な働き方の推進

①子育て相談体制の充実 ②地域における子育て支援機能の充実 ③多様なニーズに対応した保育サービスの充実

①家事・子育てに対する性別役割分担の意識改革の推進 ②育児や介護における休暇・休業の取得の促進

①積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大 ②女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進

①女性の再就職・起業支援の充実 ②女性の能力発揮促進のための援助

①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発 ②健康に関する支援体制の充実 ③高齢者の生きがいづくりの推進

①安全・安心のまちづくりの推進 ②多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進

①各種広報活動の推進 ②職場におけるハラスメントの防止対策の徹底

①被害者の相談・保護などの支援体制の推進 ②相談窓口間の連携 ③相談員の資質向上と二次的被害の防止

①通報への迅速・的確な対応 ②被害者の生活再建に向けた支援 ③DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進
④民間支援団体との連携・協働

①高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援 ②ひとり親家庭への支援 ③困難を抱える人への支援

①各種窓口の周知 ②連携体制の強化 ③相談員の資質向上

①学校などにおける教育の推進 ②生涯を通じた学習機会の充実

①性的少数者に対する相談窓口の運営・周知

①当事者などの日常生活上の困難の解消

①男女平等教育・学習の充実 ②子どもの頃からの教育・学習の推進
③男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進 ④生涯を通じた学習機会の充実

①性差別につながらない表現の促進 ②メディア利用に関する教育の推進

①男女共同参画についての広報・啓発

①男女共同参画についての実態調査・研究

相談窓口一覧

種類	相談内容	日時	相談電話番号
女性のための法律相談 【予約制】	離婚、養育費、相続、DV など 主に女性が抱える悩みや問題	毎月第4木曜日 14:00～(1人20分) ・予約: 前日 10 時～ ・前日が休日の場合は当日受付	各務原市 市民相談室 (まちづくり推進課内) Tel058-383-1884
ひとり親相談	ひとり親家庭などの 生活の悩み・不安	平日 8:30～17:15	各務原市 こども家庭センター 【ひとり親・家庭児童相談】 Tel058-383-7203 【妊娠・出産・子育て相談】 Tel058-383-7204
家庭児童相談	育児などの悩み・不安		
妊娠・出産・子育て相談	妊産婦、子育て中の方の育児など の悩み・不安		
女性相談	DV、女性が抱える困難など	平日8:30～17:15	各務原市 生活支援課 Tel058-383-2124
(岐阜県) 一般電話相談	男女の生き方などに関する 様々な悩み	毎週月～木曜日 第1・3土曜日 9:00～17:00	岐阜県 男女共同参画・女性の 活躍支援センター Tel058-278-0858
(岐阜県) 男性専門電話相談	生き方、夫婦の問題、仕事のこと など男性が抱える悩み	第2・4金曜日 17:00～20:00	
(岐阜県) LGBT 専門電話相談	LGBT 当事者やその周囲の方が 抱える悩み	第3金曜日 17:00～20:00	
(岐阜県) 女性が抱える悩みに 関する相談	家庭・職場の人間関係やDVなど 女性が抱える悩みや問題	【電話相談】 平日 9:00～18:00 【面接相談】(予約制) 平日 9:00～17:00	岐阜県 女性相談支援センター Tel058-213-2131 ※面接予約も上記へ
(岐阜県) DV に関する相談	配偶者などからの様々な DVについて	毎日 9:00～24:00	岐阜県 DV 専用ダイヤル Tel058-201-5610

注) 窓口によって開設状況が変更になる場合がございます。各相談窓口へご確認のうえ、ご利用ください。

プランの推進体制と目標指標

- ・本プランの施策を効率かつ効果的に実施していくため、プランに基づく事業の進捗管理を定期的に行います。事業の進捗状況等について、「男女が輝く都市づくり審議会」に報告し、委員から意見を求めたうえで、評価、検証を行います。それらを改善案の検討に反映させ、次年度事業の立案、策定につなげていき、改善を重ねながらスパイラルアップさせていきます。
- ・令和11年度までに達成すべき目標指標を28項目設定しました。この数値を確認していくことで、取組の達成状況を評価し、プランの着実な推進を目指します。目標指標の各項目は右の2次元コードから確認できます。



第5次各務原市男女共同参画基本計画

みんなで彩る かかみがはら にじいろプラン 【概要版】

発行年月: 令和7(2025)年3月
発行・編集: 各務原市
岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL: 058-383-1111 (代表)

プラン本編等



市民意識調査等



事業所
アンケート等

